

日本のひなた宮崎 国スポ 会場地市町村医療救護業務指針

1 趣旨

この指針は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ（以下「国スポ」という。）において、会場地市町村実行委員会（以下「会場地市町村」という。）が実施する医療救護に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 実施体制

会場地市町村は、医療救護業務を実施するため、競技会場に救護所を設置し、救護所には救護班を配置する。また、必要に応じて救護本部を設置し、医療救護業務を総括する。

3 競技会場における医療救護

救護所の設置計画及び救護班の配置計画を作成し、効果的な場所に、適切な数の救護所を設置する。設置にあたっては、当該会場の想定来場者数や諸条件等を考慮し、必要に応じて救護所の複数設置やそれに伴う救護本部の設置、移動救護班の編成も検討・実施する。

(1) 救護班の編成

ア 救護班は、医師・歯科医師・看護師・保健師・アスレティックトレーナー・事務職員等により、必要に応じた班編成とする。

イ 救護班に従事する医師・看護師等の編成については、競技の特性を踏まえ、競技団体と協議のうえ、医療機関・関係団体等の協力を得て行う。

(2) 救護所の設置

ア 救護所は、救護活動及び競技に支障のないよう、競技会場の適切な場所に設置する。

イ 救護所出入口付近には、救護所を明示する看板等を設置する。

ウ 救護所内部は、衛生管理に十分留意するとともに、外部から見えないよう配慮する。

エ 開設時間は、各会場の開場（開門）1 時間前から競技及び表彰式終了 30 分後までとし、必要に応じて変更する。

(3) 医薬品等の配備

救護所には、当該会場の競技特性等を勘案のうえ、必要に応じて医薬品、医療器具、AED、その他の物品を配備するとともに、電話、ファクシミリ等通信機器、コピー機、書類用保管庫（施錠付き）等を配備する。なお、医薬品については、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(4) 応急処置

救護班及び移動救護班は、傷病者の早期発見及び応急処置を行うとともに、以下の事務処理を行う。

ア 応急処置を実施した場合、「処置記録兼診療依頼書（参考様式第 1 号）」に所定の事項を記載する。

イ 医療機関に搬送の必要がある傷病者が発生した場合は、直ちに救急自動車等

の出動を要請し、搬送措置を講じる。

(5) 救急搬送

関係機関と協議し、救急自動車を配備する場合には、適切な場所に、適切な台数を配備する。

ア 救護班は、救急自動車等の出動を要請する等の措置を講じた場合は、所定の事項を記載した参考様式第1号の写しを搬送する傷病者又は関係者に交付する。

イ 救急自動車等の出動を要請する等の措置を講じた場合、救護班は、会場地市町村内の実施本部に必要事項を報告する。

ウ イの報告を受けた実施本部は、あらかじめ定めた手順に従い、会場地市町村内の各部署に必要事項を通知し、円滑な救急搬送が妨げられないよう措置を講じる。

(6) 記録・報告等

ア 救護班は、医療機関に搬送した傷病者のその後の病状・経過を把握するよう努めるとともに、必要に応じて日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下、「県」という。）へ報告する。

イ 救護班は、当日の業務終了後、「取扱傷病者一覧表（参考様式第2号）」を作成し、参考様式第1号とともに、会場地市町村内の実施本部に提出する。

ウ 救護班が記載した参考様式第1号は、全救護班員が閲覧等を行えるようファイリングし、個人情報保護に十分配慮のうえ、適切に保管する。

(7) 医療機関の確保等

関係団体等と連携し、傷病者が円滑に医療機関を受診できるよう、あらかじめ医療機関に協力を要請する。また、会期に応じて、各会場地域の休日診療・救急当番一覧表を作成する。

(8) 業務実施マニュアルの作成及び研修の実施

医療救護に従事する実施本部員等を対象とした業務実施マニュアルを作成し、研修を実施する。

ア 会場及び競技の特性を勘案し、競技団体と協議の上、救護班に従事する医師等や地元消防署等の助言・協力を得ながら、救護所の開設時間や班員の従事シフト、救急搬送要請に係る会場地市町村内の役割分担や活動情報の集約方法など、医療救護業務の具体的な進め方を定め、これを共有するための業務実施マニュアルを作成する。

イ 作成した業務実施マニュアルをもとに、必要に応じて実施本部員及び救護班員向けの研修を実施する。

4 練習会場及び会場地市町村主催の大会関連イベント会場等

練習会場及び大会関連イベント等においても、救護対策に万全を期すよう努める。この場合において、医療救護業務の内容は、上記3に準じて実施する。

5 宿舎における医療救護

(1) 宿舎の責任者に対する周知徹底

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「国スポ参加者等」という。）が宿舎で発病・負傷した場合、最寄りの医療機関の紹介又は救急自動車の出動要請等を行うとともに、速やかに会場地市町村に報告するよう、宿

舎の責任者に対して、周知徹底を図る。

(2) 搬送情報の把握

傷病者が医療機関に搬送された場合、会場地市町村は宿舍の責任者又は傷病者の関係者から、傷病者の住所・氏名・性別・年齢及び参加区分・傷病の発生時間・発生場所・発生原因及び現在の状況・搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認する。

6 医療救護体制の周知

傷病発生時に患者への対応が適切に行われるよう、国スポ参加者等や宿舍に対して、会場で負傷した際の手続きや受診可能な医療機関の連絡先、宿舍向けの傷病発生時の取扱いなどの必要な情報について、以下の方法等により周知を行う。

(1) リーフレット等の作成及び配布・掲示

(2) 会場地市町村等のホームページへの掲載

7 県への報告

(1) 国スポ期間中に入院患者が発生した場合は速やかに「入院患者発生速報（参考様式第3号）」により、県に報告する。

(2) 全競技終了後、参考様式第2号を競技会場ごとにとりまとめ、県に報告する。

8 関係機関との連携

会場地市町村は、医療救護業務の実施にあたり、県と相互に連携を図るとともに、医療機関、地元消防署、その他の関係機関等の協力を得て業務を実施する。

9 その他

(1) 服装は、医療救護関係者であることが分かるよう配慮する。

(2) 傷病者のプライバシーの保護に努める。

(3) 赤十字標章を使用する場合は、事前に日本赤十字社宮崎県支部の承諾を得ることとし、必要な手続きを行う。

(4) リハーサル大会における医療救護については、この指針に準じて実施する。

(5) この指針に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。